

人種差別撤廃委員会開催の予定

2019/08/02

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が8月5～29日に開催される。この会期ではチェコ、エルサルバドル、アイスランド、メキシコ、モンゴル、ポーランド、パレスチナについて審査が行われる。人種差別撤廃条約の締約国(現在 181 カ国)は、条約と前回の勧告の実施状況について定期的に審査を受ける。委員会は各国の代表と対話し、NGO、国内人権機関、独立の監視機関から説明を受け、各国に対する見解を8月29日に公表する。今回の会合のハッシュタグは#CERD99、会合の様子はウェブ中継される。人種差別撤廃委員会は人種差別撤廃条約の各国の遵守を監視する機関である。世界中から選出された18名の人権専門家から成る。彼らは各国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、条約上の各国の義務遵守を独立に評価するものである。

人種差別撤廃委員会第 99 会期開幕

2019/08/05

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 99 会期が開幕した。今会期では、ポーランド、エルサルバドル、メキシコ、パレスチナ、アイスランド、モンゴル、チェコの差別撤廃に向けた努力が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、国連の資金不足により事務局の予算が制約されるために、4 月には条約機関の今年後半の会期開催が中止になったが、条約機関議長らが条約機関の機能完遂の確保を要求し、高等弁務官や事務総長が努力した結果、当初の予定通り会期が開催されることとなったと述べた。また、6 月に開催された条約機関議長会議では、条約機関制度の将来構想がつけられたことを報告し、委員会に対して、各条約機関の特異性を尊重しつつ制度全体の調和を考慮に入れた上で、活動方法の見直しを続けるよう促した。今会期は 8 月 29 日まで開催され、会合の様子はウェブ中継される (<http://webtv.un.org/meetings-events/>)。

世界の先住民族の国際デーに向けて専門家が声明

2019/08/07

国連人権高等弁務官事務所

8月9日の世界の先住民族の国際デーに向けて、先住民族の権利に関する専門家機関が声明を公表した。内容は以下のとおり。先住民族の言語は先住民族の豊かな言語的・文化的伝統の一部であるだけでなく、人権享受のために必要である。しかしながら、7,000の先住民族の言語の多くが危険な状況にあり、40%が消滅の危機にある。この現状は、歴史的な国の政策、現在も続く先住民族の言語の話し手に対する差別、マイノリティを同化させる国造りを反映している。先住民族の言語は表現・良心の自由、文化的・政治的自決権を可能にするものであり、気候変動対策や平和な生活の鍵であり、世界社会の存続のためにも不可欠なものである。先住民族の権利に関する国連宣言は、先住民族の言語の復活・使用・発展、将来世代への継承の権利を認めている。国連加盟国に対して、法律・政治その他の戦略を通じて、先住民族の言語を承認・保護・促進するよう求める。

拷問禁止委員会第 67 会期閉幕

2019/08/09

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 67 会期が閉幕した。今会期では、拷問等禁止条約の実施状況に関するバングラデシュ、ギリシャ、ポーランド、トーゴの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、条約 19 条と 22 条のフォローアップ、報復、20 件の個人通報それぞれに関する報告書も採択された。さらに、6 月に開催された人権条約機関議長会合の結果文書、人権条約機関制度の 2020 レビューに関する討議も行われた。第 68 会期は 11 月 11 日～12 月 6 日に開催され、ブルキナファソ、キプロス、ラトビア、ニジェール、ポルトガル、ウズベキスタンの報告書の審査が行われる。また、拷問防止小委員会と地域裁判所との毎年恒例の会合がもたれ、NGO による抑留場所へのアクセスや拷問・虐待の医学的影響について NGO から説明を受ける予定である。

国際青少年デーに向けて共同声明

2019/08/09

国連人権高等弁務官事務所

8月12日の国際青少年デーに向けて、性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家と住居の権利に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。宗教的・文化的不寛容のために世界中のLGBTの若者が社会的経済的排除に直面している。家族から否認や不当な扱いを受けた場合には家を出ざるを得ず、一層暴力や差別にさらされる。ホームレスの経験のある人々の中でLGBTの若者の割合は高く、彼らはホームレスになると一層の差別を受けている。LGBTは多くが学校でいじめを受け退学率が高く、一般的な教育や技術、仕事、経済的安定を得られず、適切な住居に住むことができない。最近の調査では、ホームレスを経験したLGBTの若者のおよそ3分の2がうつ病などの精神的健康問題を抱え、自殺願望・未遂、アルコールや薬物中毒に陥りやすいという。各国の行政機関はLGBTの若者がホームレスになることを防止する措置を直ちに講じなければならない。

国連環境計画と人権高等弁務官事務所が合意書に署名

2019/08/16

国連人権高等弁務官事務所

世界の多くの地で環境や土地に関する権利の保護に携わる個人やコミュニティへの脅威が高まっている。2018年には毎週3人以上の活動家が殺害され、特に採掘産業における環境・人権の保護に取り組む活動家が危険にさらされているという報告がある。150を超える国々が健全な環境に対する人権を憲法・国内法・判例などで認めているが、この権利を支持する活動方法について政策立案者・司法機関・一般国民に周知させるために一層の活動が必要である。こうした現状を受け、国連環境計画(UNEP)と人権高等弁務官事務所(OHCHR)が新たな合意書に署名した。主な合意点は以下の3点である。(1)UNEPとOHCHRは環境と人権の保護のために正式に新たなパートナーシップを結ぶ。(2)環境に関する人権活動家とその家族のより良い保護を目指して協力を強化する。(3)人権に基づく環境政策の国内実施を一層支援する。

テロ被害者想起と追悼の国際デー

2019/08/21

国連人権高等弁務官事務所

テロ被害者想起と追悼の国際デーに際し、テロ対策における人権・自由の保護・促進に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。今年の国際デーはテロ被害者と家族の回復力に重点を置いている。各国政府に対して、被害者の救済・補償の権利とともに司法へのアクセスの権利を確保し彼らの権利を実現することを再確認するよう求めたい。テロ実行者はイデオロギーを押し進めるために恐怖心を植え付ける目的で、何の関わりもない人々を破滅させ危害を及ぼす。被害者の多くが暴力を被るが、暴力とそれに伴う複雑な法的・医学的・社会的・経済的影響について、彼らのほとんどはこれに対処する手段を持たない。被害者の権利の保護・確保がテロの防止と暴力の悪循環の中止のために抜本的な戦略であることを、各国政府は想起してもらいたい。被害者の回復力は、言葉だけではなく被害者を実際に保護する政府にかかっている。

宗教・信念に基づく暴力の被害者追悼の国際デー

2019/08/22

国連人権高等弁務官事務所

初めてとなる宗教・信念に基づく暴力の被害者追悼の国際デーに際し、15名の特別手続担当者が声明を発表した。内容は以下のとおり。国連がこの国際デーを定めたことは、宗教的不寛容、宗教に基づく暴力・差別について認識を高める好機である。世界中で宗教を名目にした政府・非政府集団による暴力が見受けられる。宗教・信念が差別を正当化するために利用されてはならない。思想・良心・宗教・信念の自由は、信念を持つ人々・持たない人々を保護するものであるが、宗教や信念を保護するものと誤って理解されている。人権を侵害するために宗教や信念が利用されることがないようにし、宗教的過激主義の根絶を確保することは政府の義務である。各国政府と全ての個人・集団に対して、差別と憎悪犯罪から個人を保護する国際人権基準の実施を強化し、異なる宗教・信念・文化に関わる取組みを促し、包括的な方法で人権教育を広めるために協働するようよう求める。

障害者権利委員会開催の予定

2019/08/23

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会が8月26日～9月20日に開催される。この会期では、アルバニア、オーストラリア、エクアドル、エルサルバドル、ギリシャ、インド、イラク、クウェート、ミャンマーの障害者の状況について審査が行われる。委員会は上記各国の代表と会合し、また、障害者団体、NGO、国際人権機関、独立の人権監視機関から意見を聞く。会合のハッシュタグは#CRPD22、会合の様子はウェブ中継され (<http://webtv.un.org/>)、委員会の各国に対する最終見解は9月20日に公表される予定である。障害者権利委員会は障害者権利条約の締約国(現在 180 カ国)の条約遵守を監視する機関である。締約国は委員会に定期報告書を提出しなければならない。委員会は世界中から選出された18名の人権専門家から成り、彼らは各国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は条約上の人権義務の各国の履行を独立に評価するものである。

障害者権利委員会第 22 会期開幕

2019/08/27

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 22 会期が 26 日に開幕した。開会の挨拶をしたバチエレ人権高等弁務官は、「2030 アジェンダ」を実現するには、障害者の問題などに関して活動を加速する必要があると述べた。事務局から、チャド、キルギス、ソマリアの批准により障害者権利条約の締約国は 180 カ国、モナコとパレスチナの批准により選択議定書の締約国は 96 カ国になったことが報告された。続いて委員会は、障害と利用の容易さに関する事務総長特使とユニセフが行っているキャンペーン「障害のある子どもと青少年の保護・福祉・発達のための 10 原則」について討議した。国際障害同盟の代表は、特に障害者の法的能力の完全承認、蔓延する強制収容の改善、自立した生活のための条件の整備が進まないこと、複数の地域で女性の権利に関して深刻な反動が生じていることに深い懸念を示した。会合では ILO、難民高等弁務官事務所、UN Women のなどの国連機関の代表、NGO の代表らも発言した。